

別表第7：既存住宅の一戸建て等の手数料額（1戸当たり）

〔単位：円〕

		①主要構造部を耐火構造若しくは準耐火構造（省令準耐火構造を含む）とした住宅、②すでに交付されたフラット35適合証明書若しくは旧公庫融資 現場審査に関する通知書等により耐久性基準を満たすことを確認できる住宅、③建設住宅性能評価書で劣化対策等級2以上であることが確認できる住宅、又は④中古住宅構造確認書により耐久性基準を満たすことを確認できる住宅				左記以外			
		・S56.6.1以降の建築確認 ・S58.4.1以降の表示登記		左記以外		・S56.6.1以降の建築確認 ・S58.4.1以降の表示登記		左記以外	
		すでに交付されたフラット35適合証明書又は建設住宅性能評価書により優良住宅基準を満たすことを確認できる住宅	左記以外	すでに交付された旧公庫融資 現場審査合格書等により基準を満たすことを確認できる住宅	左記以外	すでに交付されたフラット35適合証明書又は建設住宅性能評価書により優良住宅基準を満たすことを確認できる住宅	左記以外	すでに交付された旧公庫融資 現場審査合格書等により基準を満たすことを確認できる住宅	左記以外
フラット35、リ・ユース住宅、リ・ユースプラス住宅		41,800		68,200		61,600		88,000	
フラット35（借換融資）		—		68,200		—		68,200	
フラット35S （優良な住宅基準、特に優良な住宅基準、ZEH） フラット35 （維持保	省エネ、ZEH	55,000*2)	<u>81,400</u>	—	<u>107,800</u>	74,800*2)	<u>101,200</u>	—	<u>127,600</u>
	耐久・可変	50,600*3)	77,000	—	103,400	70,400*3)	96,800	—	123,200
	バリアフリー、耐震性	50,600	77,000	—	103,400	70,400	96,800	—	123,200

【既存住宅状況調査の活用】既存住宅状況調査を実施し、その結果を劣化状況に係る物件検査に活用する場合は上記金額よりマイナス5,500円とする。（但し、S基準はマイナス11,000円とする）

※現地調査により基準に適合することが確認できる場合の額とし、できない場合は別途見積とする。

*1) 旧公庫融資 現場審査合格書等により基準を満たすことを場合を確認できる場合を含む。

*2) 「住宅事業建築主基準に係る適合証」、「低炭素建築物新築等計画認定通知書」、「省エネ住宅ポイント対象住宅証明書」、「次世代住宅ポイント対象住宅証明書」、「グリーン住宅ポイント対象住宅証明書」、「こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書」、「建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書」又は「建築物のエネルギー消費性能に係る認定通知書」により優良住宅基準を満たすことを確認できる場合を含む。

*3) 「長期優良住宅認定通知書」により優良住宅基準を満たすことを確認できる場合を含む。

注) 再調査が必要な場合は上表金額に15,400円（プラス遠隔地加算）を加えた金額とする。

別表第8：既存住宅のマンションの手数料額（1戸当たり）

〔単位：円〕

		新築時に検査済証のある物件			
		① S 56. 6. 1 以降の確認（S 58. 6. 1 以降の竣工）又は② S 56. 5. 31 以前の確認（S 58. 5. 31 以前の竣工）で、耐震診断により必要な耐震性を有していることを確認しているもの若しくは中古住宅ローン減税に係る「耐震基準適合証明書」のあるもの		左記以外	
		すでに交付されたフラット35適合証明書又は建設住宅性能評価書により優良住宅基準を満たすことを確認できる住宅	左記以外	すでに交付された旧公庫融資現場審査合格書等により基準を満たすことを確認できる住宅	左記以外
フラット35、リ・ユースマンション、リ・ユースプラスマンション		41,800		70,400	
フラット35S （優良な住宅基準、特に優良な住宅基準、ZEH） フラット35（維持保全）	省エネ、ZEH	55,000*2)	81,400	—	110,000
	耐久・可変、維持保全	50,600*3)	77,000	—	105,600
	バリアフリー、耐震性	50,600	77,000	—	105,600

【既存住宅状況調査の活用】既存住宅状況調査を実施し、その結果を劣化状況に係る物件検査に活用する場合は上記金額よりマイナス5,500円とする。（S基準はマイナス11,000円）

※現地調査により基準に適合することが確認できる場合の額とし、できない場合は別途見積とする。

*1) 旧公庫融資 現場審査合格書等により基準を満たすことを確認できる場合を含む。

*2) 「低炭素建築物新築等計画認定通知書」、「省エネ住宅ポイント対象住宅証明書」又は「建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書」により優良住宅基準を満たすことを確認できる場合を含む。

*3) 「長期優良住宅認定通知書」により優良住宅基準を満たすことを確認できる場合を含む。

注) 再調査が必要な場合は上表金額に1戸当たり15,400円（プラス遠隔地加算）を加えた金額とする。

上表に記載のないものについては、別途見積とする。